

令和 8 年 西ノ島町一般廃棄物処理実施計画

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり一般廃棄物処理計画を定める。

2. 基本方針

本町の計画処理区域から排出される一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、健康で快適な生活を確保する。

3. 計画区域

西ノ島町全域

4. 一般廃棄物の排出状況

(1) ごみ

(単位：t)

項 目		令和 5 年度 実績	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 推計	令和 8 年度 見込み
収 集	可燃ごみ	497. 4	480. 5	456. 3	436. 9
	不燃ごみ	2. 6	2. 6	1. 6	1. 3
	資源ごみ	42. 6	35. 1	38. 7	35. 0
	乾電池 蛍光灯	若干量	若干量	若干量	若干量
直 接 搬 入	可燃ごみ	541. 2	458. 3	437. 6	375. 4
	不燃ごみ	119. 6	62. 8	74. 7	40. 8
	資源ごみ	104. 9	79. 1	74. 7	40. 8
	乾電池 蛍光灯	若干量	若干量	若干量	若干量

(2) し尿及び浄化槽汚泥

(単位：k1)

	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 実績	令和 7 年度 推計	令和 8 年度 見込み
し尿	444. 06	413. 55	398. 2	372. 7
浄化槽汚泥	648. 72	689. 31	581. 1	572. 1
公共下水	1263. 60	1239. 3	1248. 3	1235. 1

5. 処理主体

処理区域で発生した一般廃棄物

(1) ごみ

家庭系・事業系

区 分	収集・運搬		処 理 先	備 考
可燃 ごみ	ごみステーション	委託業者	西ノ島町ごみ焼却場「清美苑」	町民の 直接持込可
	個人宅	許可業者		
不燃 ごみ	ごみステーション	委託業者	西ノ島町一般廃棄物最終処分場	町民の 直接持込可
	個人宅	許可業者		
資源 ごみ	ごみステーション	委託業者	西ノ島町ストックヤード 資源ごみ回収業者	町民の 直接持込可
	個人宅	許可業者		

(2) 汚泥

区 分	収集・運搬		処 理 先	備 考
し尿	全て	許可業者	西ノ島町汚泥再生処理センター「びわ苑」	
浄化槽	全て	許可業者		
公共下水	全て	許可業者		

6. 処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア. 排出抑制の方法

町広報によりごみの分別及びコンポスト・家庭用生ごみ処理機等利用によるごみの減量化・水切り等の徹底、町指定袋による啓発活動

イ. 再資源化の方法

- ① 新聞（広告等）・雑誌類、ダンボール、雑紙を「古紙類」とし、再生資源として本土の再生業者に引き渡す。
- ② 「ビン類・缶類」を分別収集し、再生資源として本土の再生業者に引き渡す。
- ③ 「ペットボトル」を分別回収し、再生資源として本土の再生業者に引き渡す。

ウ. ごみの減量化推進支援事業

- ① 家庭での生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機の購入助成を行う。

エ. 使用済自動車等海上輸送費補助事業

- ① 自動車リサイクル法に基づき、適正な排出方法について周知するとともに、使用済自動車等を島外の関連事業者へ引渡すための海上輸送費を補助することにより、適正かつ円滑な処理ができるように推進していく。

(2) 収集・運搬計画

本町で発生した一般廃棄物

① ステーション収集方式94ヶ所

区 分		回数	収集形態	持出し方法
可燃ごみ		週2回	委託	町指定袋
不燃ごみ(小型家電)		月1回	委託	町指定袋
資源 ごみ	カン類	月1回	委託	袋に入れず、直接回収カゴへ
	ビン類	月1回	委託	袋に入れず、直接回収カゴへ
	ペットボトル	月1回	委託	袋に入れず、直接回収カゴへ
	有害ごみ(乾電池 蛍光灯等)	随時	委託	袋に入れず、直接回収カゴへ
	新聞・折込チラシ	月2回	委託	紐で縛り直接ステーションへ
直接搬入ごみ		家庭系	・ 平日 搬入時間 9:00~16:00 ・ 毎月第2・4日曜日 搬入時間 9:00~16:00	
		事業系	・ 平日 搬入時間 9:00~16:00 ・ 毎月第2・4日曜日 搬入時間 9:00~16:00	

② 特定家庭用機器再生商品化法(家電リサイクル法)に定められる対象機器の処理方法

- ・ 西ノ島町ごみ焼却場「清美苑」にて、直接搬入を基本として受け入れる。
- ・ 販売店等に引き取ってもらう。
- ・ 運送業者に依頼し指定引取場所まで、運搬を依頼する。
- ・ 町指定の一般廃棄物許可業者に依頼し、直接搬入を依頼する。
- ・ 搬入手段がない場合は町が回収を行う。

③ 一般廃棄物収集運搬業許可方針

一般廃棄物収集運搬業の許可は、西ノ島町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第5条により行う。

なお、一般廃棄物の収集運搬は、既存の許可業者で適正に収集運搬が確保できるため、新たな法令等により必要が生じた場合を除き、新規の収集運搬業者の許可はしない。

④ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者

【大型家庭ごみ及び家財整理等】

菊田建設	隠岐郡 西ノ島町 大字美田 3013 番地 1
大野技建	隠岐郡 西ノ島町 大字浦郷 544 番地 4
(株)サンケイ隠岐支店	隠岐郡 西ノ島町 大字浦郷 519 番地
(株)日興重機	松江市 東出雲町 内馬 1436 番地 2
白川 雅大	隠岐郡 西ノ島町 大字浦郷 357 番地 2
(同)ふるさと環境	隠岐郡 西ノ島町 大字美田 457 番地 6
小松建築	隠岐郡 西ノ島町 大字美田 3312 番地
(株)みいつけた	隠岐郡 西ノ島町 大字浦郷 314 番地 11

(3) 中間処理・最終処分計画

ア. 可燃ごみ

① 中間処理

西ノ島町ごみ焼却場「清美苑」	西ノ島町 大字美田 850 番地 3
----------------	--------------------

② 最終処分

西ノ島町一般廃棄物最終処分場	西ノ島町 大字美田 851 番地
----------------	------------------

イ. 不燃ごみ

① 最終処理

西ノ島町一般廃棄物最終処分場	西ノ島町 大字美田 851 番地
----------------	------------------

ウ. 資源ごみ

① 梱包・保管

西ノ島町ストックヤード	西ノ島町 大字美田 850 番地 3
-------------	--------------------

(4) 町民に対する広報・啓発活動

ごみの減量化・資源化の重要性及び町民の協力義務等について、周知をはかるため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

7. 住民・事業者の責務

(1) 家庭から排出される廃棄物

ア. 家庭から排出される廃棄物を抑制し、正しい分別をし減量化・リサイクル化に努めなければならない。

- イ. 収集計画表に基づき、日時等を守った出し方を心掛ける。
- ウ. 可燃ごみ及び不燃ごみについては、町指定ごみ袋に入れて出す。
- エ. 処理可能な一般廃棄物は、排出者の責任において適正に処理する。

(2) 事業活動に伴って排出される廃棄物

- ア. 事業者自らの責任において、廃棄物の適正な処理を行うこと。
- イ. 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより減量に努めること。

(3) 処理除外物（困難物）の処理

医療行為によって生じた医療廃棄物、危険物等の処理除外物のほか、町が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、また、処理施設の機能に支障が生じる廃棄物は、自らの責任において処分すること。

8. し尿、浄化槽汚泥及び公共下水道汚泥処理計画

(1) し尿、浄化槽汚泥及び公共下水道汚泥収集運搬排出量の見込み

区分	し尿	浄化槽汚泥	公共下水道汚泥
収集量	730	1825	730
収集区域	西ノ島町全域		
収集回数	随時		
収集方法	個別収集（許可）		

(2) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等）収集運搬業許可業者

(有)中の島総合クリーンセンター	隠岐郡 海士町 大字海士 1458 番地 3
(株)オキカン	隠岐郡 隠岐の島町 大字下西 811 番地 6

なお、し尿及び浄化槽汚泥等については、排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できているため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

(3) 中間処理及び最終処分計画

施設名	西ノ島町汚泥再生処理センター「びわ苑」 隠岐郡 西ノ島町 大字別府 365 番地 2
汚泥処理	脱水汚泥 → 焼却（西ノ島町ごみ焼却場「清美苑」）
施設管理	浅野アタカ(株)広島支店